

いじめ防止基本方針

平成29年4月

太田市立中央小学校

いじめ防止基本方針

太田市立中央小学校

第1 目的

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、全職員がいじめの未然防止・早期発見等に全力で取り組んでいく。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

そのため「いじめ防止基本方針」に基づき、全校一致の協力体制で、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に取り組む。

第2 学校の実態把握

平成28年度学校での生活アンケートの中で、「仲間はずれやいじわるをしないで、友達と仲よくしているか。」という質問に対して、「仲よくしている」と答えた児童が94%ということから、「仲よくしていない」と考えている児童がいることが分かる。

このアンケート結果を重く受け止め、いじめをなくし、全ての児童が安心して学校生活を送れるように、学校として適切に対応していく。そのために実態把握に努め、以下のことを柱として、未然防止・早期発見・対処の取組を行っていく。

①教育課程に位置づいた、計画的な未然防止の取組

日々の授業の中で行われる働きかけも含め、年間を通して適切に配置し、繰り返し未然防止の取組を行う。

②速やかに情報が共有され、対応できる体制づくり

児童の些細な変化に気付いたり、児童同士のトラブル等を見かけたりしたとき、事前に決めた手順に従って速やかに情報が共有され、組織的に対応がなされていく体制をつくる。

第3 いじめ防止の取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

- ねらいの達成に向けて、すべての児童が活動や発言を通して活躍する、児童中心のわかる授業を行うことを通して、充実感や満足感を味わいながら学力を身に付ける。
- 授業の中に、自分の考えを説明したり相手の考えを聴いたりする活動を設定することを通して、相手が分かるように筋道立てて説明するコミュニケーション能力や互いのよさを認め合おうとする態度を養う。
- 学習及び生活のルールをつくり、それに基づいて学習や生活をするを通して、基本

的な学習習慣や生活習慣を形成するとともに、規律正しい態度を育成する。

- 教師は、一人一人のよさや進歩の状況をとらえ、賞賛するなど、児童を大切にし、自己肯定感を高めるようなかわり方をする。
- 理解が不十分な児童については、休み時間や放課後等を利用して個別指導を行うことを通して、基礎的・基本的な内容についての理解・習熟を図る。
- 一人一公開授業を行い、互いの授業を参観し合うことを通して、指導方法、児童へのかわり方、学習習慣等を学び合う。

2 児童の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

- 全校集会において、望ましい友人関係の形成、集団づくり、人権尊重等にかかわる講話を行う。
- 月に2回程度、朝行事に縦割り活動を設定し、1～6年生が共にレクリエーション等の活動をするを通して、思いやりの気持ちや協力しようとする態度を養う。
- 友達のよいところを見つけ、それを帰りの会等に発表し、互いのよさを認め合おうとする態度を養う。
- 友達に向けた感謝の言葉や人権標語を書き、掲示することを通して、自尊感情や他尊感情など、人権感覚を高めていく。

3 いじめに関する学習に関する取組

- 道徳の時間において、思いやり、友情、生命の尊重等、人間関係の課題に関わる内容を考えることを通して、自己の生き方についての考えを深める。
- 学級活動において、人間関係の問題を取り上げ、いじめの未然防止、及び解決の方法等について話し合い、いじめをなくしていこうとする実践的な態度を育成する。
- 12月の校内人権週間において、人権課題に関わる道徳の授業を実践するとともに、1・2年で「ありがとうの木」として、カードに感謝の言葉を掲示したり、3～6年では「人権標語」を短冊に書き、掲示したりする。

4 いじめをなくすための児童会の取組

- 児童会本部が中心となって、全校集会において「いじめ防止スローガン」を提示するとともに、いじめ防止ポスターを作成し、校内に掲示する。
- 児童会本部が中心となって、登校時や集会開始前のあいさつ運動を通して、互いにあいさつを交わし、望ましい人間関係をつくっていこうとする態度を養う。
- 12月の校内人権週間において、児童会本部が人権についての発表を行う。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

- 学校だよりを活用して、学校基本方針を伝えるとともに、家庭での児童の些細な変化について学校へ連絡するよう依頼をする。
- 学校評議員会や民生児童委員連絡会議において、学校基本方針を伝えるとともに、児童の気になる言動を地域で見かけたら連絡してもらうよう依頼する。

第4 早期発見の取組

1 児童の些細な変化に気付く取組

- 朝の会の出欠確認の際に、一人一人の顔を見て声を聞く。
- 休み時間等に児童の様子を見守る。
- あいさつ、声かけを行い、児童の表情や声などの変化を見取る。
- 毎月、学校生活に関するアンケート調査を行う。
- 連絡帳や家庭訪問、教育相談等を活用して、情報を把握する。
- 児童との雑談や個別面談等を活用して、情報を把握する。
- 保健室を利用する児童との会話の中で、児童の様子に目を配るとともに、いつもと様子が違う場合は機会と捉えて悩みを聞く。
- 相談ボックスを設置するとともに、児童の悩みを随時聞くことのできる体制をつくる。
- 保護者を対象とした教育相談日を設定するとともに、随時、相談しやすい態勢をつくる。

2 気付いた情報を確実に共有する取組

- 些細な変化等の気付いた情報は、速やかに担任・学年主任に伝える。
- 連絡を受け次第、児童から事情を聞く。
- 月1回の生徒指導・いじめ対策委員会において、いじめの状況及びこれまでの対応について報告するとともに、今後の対応について話し合う。
- 運営委員会、職員会議において、運営委員及び全教職員間でいじめの状況、対応策について共通理解を図る。

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ・ いじめられた児童や、いじめた児童への対応
 - ・ 保護者への対応
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署、市教育委員会に通報し、適切な援助を求める。

第5 いじめに対する措置

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ

(1) 情報を集める

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、職員室の教員に連絡をする。暴力を伴う場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その結果を管理職に速やかに報告する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行い、その結果を速やかに管理職に報告する。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- 得られた情報は確実に記録に残す。

(2) 指導・支援体制を組む

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ・ いじめられた児童やいじめた児童への対応
 - ・ 保護者への対応
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署、市教育委員会に通報し、適切な援助を求める。
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加える。

2 いじめの被害者、その保護者への支援

(1) いじめの被害者への支援

- いじめられた児童やいじめを知らせにきた児童の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- いじめられている児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し児童に寄り添える体制をつくる。

(2) いじめの被害者の保護者への支援

- 家庭訪問等により、その日のうちに保護者に迅速に事実関係を伝えるとともに、学校と家庭の連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できるだけ保護者の不安を取り除く。

3 加害児童、その保護者への支援

(1) 加害児童への支援

- いじめた児童に対して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。

(2) 加害児童の保護者への支援

- 家庭訪問等により、保護者に迅速に事実関係を伝え、保護者の理解や納得を得る。
- 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求める。

4 いじめを見ていた児童への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対して、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体でいじめについて話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

5 関係機関との連携

- いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、太田市教育委員会、太田警察署生活安全課、東部児童相談所等と連携して対応する体制をつくる。

第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめの対処等に関する実効的な措置を、いじめ対策委員会が中核となって組織的に行えるようにする。

2 組織の構成

(1) いじめ対策委員会 … 常設の組織

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学年代表・養護教諭・悩みごと相談員（生徒指導委員会）

(2) いじめ対策緊急委員会 … いじめの疑いに係る情報があった場合の組織

(1) に以下の教職員を加える。

当該児童の学年主任・学級担任・スクールカウンセラー・相談指導室担当

(3) 拡大いじめ対策緊急委員会 … 重大事態の場合の組織

(1) (2) に以下の関係機関職員を加える。

太田市教育委員会、東部児童相談所、太田警察署生活安全課、学校医

3 役割と対応

(1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

○いじめ防止に関わる取組の実施・記録・振り返りを行う。

○実施状況及び今後の取組予定を確認する。

(2) 教職員の共通理解と意識啓発

○年度当初に学校基本方針を全教職員に説明する。

○取組評価アンケートを実施し、結果分析を行う。

(3) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

○学校基本方針を児童に説明する。(全校集会・学級活動)

○学校基本方針を保護者に説明する。(学校だより)

○学校基本方針を地域に説明する。(学校評議員会・民生児童委員連絡会議)

(4) 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

○個別面談週間を計画し、相談事例を集約する。

○個別面談を実施する。

(5) いじめやいじめの疑われる行為を発見した場合の集約

○児童の変化に関する記録を行う。

○児童の変化に関する記録を集約・整理する。

(6) 発見されたいじめ事案への対応

○児童・保護者等から事情を確認する。

○児童・保護者等からの事情を集約・整理する。

○対応方針を決定する。

○対応方針に基づいて役割分担をする。

○職員へ情報提供をする。

第7 インターネット上のいじめへの取組

1 いじめ防止の取組（未然防止）

- 学校だよりを活用して、家庭における情報モラルやフィルタリングの普及について啓発したり、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談窓口等を紹介したりする。
- 道徳の時間や学級活動等において、情報モラル教育を系統的・計画的に進める。
- 懇談会等で、家庭における携帯電話やインターネットの使い方の指導やルールづくりについて依頼する。
- 5年生の児童と保護者を対象に、親子インターネット安全教室を開催し、情報モラル教育を行う。

2 早期発見の取組

- 毎月、学校生活に関するアンケート調査を行う。
- 連絡帳や家庭訪問、教育相談等を活用して、情報を把握する。
- 児童へのあいさつ、声かけを通して些細な変化を見取ったり、児童との雑談や個別面談等を活用したりして情報を把握する。

3 いじめに対する措置

- プロバイダに対して、ネット上の不適切な書き込み等について速やかに削除を求める
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに太田警察署生活安全課、太田市教育委員会に連絡し、適切に援助を求める。

第8 重大事態への対処

1 重大事態の認識

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
 - ・欠席日数は年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと認識して報告・調査等にあたるものとする。

2 組織としての対応（調査・報告等）

（１）学校が主体となって調査を行うための組織（いじめ対策緊急委員会）

- 調査を行うための組織を決定し、招集する。

（２）事実関係を明確にするための調査

- 客観的な事実関係を速やかに調査する。その際、因果関係の特定を急ぎすぎない。
 - ・ いじめの行為がいつからか
 - ・ 誰から行われたか
 - ・ どのような態様であったか
 - ・ いじめを生んだ背景事情は何か
 - ・ 児童の人間関係にどのような問題があったか
 - ・ 教職員がどのように対応したか 等

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童から事情や心情を十分聴き取る。
- 在籍児童に対する質問紙調査を行う。
<※ いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査>
- 教職員に対する質問紙調査を行う。
- 調査により事実関係を確認する。
- いじめた児童への指導を行う。
- いじめられた児童への継続的なケアを行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議する。
- 調査は、質問紙調査や聴き取り調査等の方法で行う。

（３）調査結果の提供及び報告

- 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- 調査結果を太田市教育委員会教育長に報告する。
- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書を添えて報告する。